

人事院公示第 1 3 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 3 8 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～七 （略）	一～七 （略）
八 人事院規則 9—3 0（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項	八 人事院規則 9—3 0（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項
(1)～(43) （略）	(1)～(43) （略）
(44) <u>第 2 8 条の 5 第 1 項第 3 号</u>	(44) <u>第 2 8 条の 5 第 1 項第 3 号</u>
<u>又は第 3 号の 2</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。	の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。
(45)～(51) （略）	(45)～(51) （略）
(52) <u>第 3 1 条の 2 第 1 項の規定</u>	(新設)

<u>に基づき、人事院が定めるこ</u> <u>ととされている業務について</u> <u>定めること及び人事院が認め</u> <u>ることとされている業務につ</u> <u>いて認めること。</u>	
<u>(53) 第31条の2第2項の規定</u> <u>に基づき、人事院が定めるこ</u> <u>ととされている額について定</u> <u>めること。</u>	(新設)
<u>(54) (略)</u> 九～二十四 (略)	<u>(52) (略)</u> 九～二十四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。